

教育長専決に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

1 専決処分内容

【規則】

- ・ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
- ・ 教育長専決に関する規則の一部改正

【訓令】

- ・ 石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- ・ 石川県立学校処務規程の一部改正

2 専決処分日

平成22年3月29日

3 改正案

7~17 頁のとおり

4 施行年月日

平成22年4月1日

○公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十一年教育委員会規則第九号）

改正案

現行

第五条 条例第十条の四第一項に規定する業務が心身に著しい負担を与えるとき教育委員会が認める程度とは、同項各号の業務ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 第一号の業務

イ 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十一年石川県条例第三十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項及び第四項に規定する週休日（以下「週休日」という。）又は給与条例第十二条第一項に規定する祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは給与条例第十四条のこれらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日（以下「休日等」という。）については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度（日中八時間程度とする。以下同じ。）又はこれと同程度であること。

ロ 休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間以内である日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間（勤務時間条例第三条及び第三条の二の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間のうち、午後一時から午後八時まで若しくは午前二時から午前八時まで又はこれらと同程度であること。

ハ その他の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後五時から午後十一時まで若しくは午前二時から午前八時まで又はこれらと同程度であること。

二 四略

第五条 条例第十条の四第一項に規定する業務が心身に著しい負担を与えるとき教育委員会が認める程度とは、同項各号の業務ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 第一号の業務

イ 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十一年石川県条例第三十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項及び第四項に規定する週休日（以下「週休日」という。）又は給与条例第十二条第一項に規定する祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは給与条例第十四条のこれらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日（以下「休日等」という。）については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度（日中八時間程度とする。以下同じ。）又はこれと同程度であること。

ロ 週休日又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間以内である日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間（勤務時間条例第三条及び第三条の二の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）に引き続き 午後八時まで若しくは午前二時から午前八時まで又はこれらと同程度であること。

ハ その他の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間間に引き続き 午後十一時まで若しくは午前二時から午前八時まで又はこれらと同程度であること。

二 四略

## 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号口中「週休日又は」を削り、「四時間」を「四時間以内」に、「に引き続き」を「以外の時間のうち、午後一時から」に改め、同号ハ中「に引き続き」を「以外の時間のうち、午後五時から」に、「午前二時前」を「午前二時」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

教育長専決に関する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>2 略</p> <p>第二条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 教育長、教育参事、教育次長、技監、課長及び担当課長の職にある者の</p> <p>週休日の振替え及び四時間の勤務時間の割振りの変更並びに</p> <p>代休日の指定に関する事。</p> <p>五 十二 略</p>	<p>2 略</p> <p>第二条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 教育長、教育参事、教育次長、技監、課長及び担当課長の職にある者の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年石川県条例第五十二号)第八条において準用する石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十八号)第二条第四項の規定による週休日の振替え及び半日勤務時間 の割振りの変更並びに同条例第五条の二第一項の規定による代休日の指定に関する事。</p> <p>五 十二 略</p>

## 教育長専決に関する規則の一部を改正する規則

教育長専決に関する規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 教育長、教育参事、教育次長、技監、課長及び担当課長の職にある者の週休日の振替え及び四時間の勤務時間の割振りの変更並びに代休日の指定に関すること。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第二号

石川県教育委員会事務局等処務規程 新旧対照表

改正案

現行

(勤務時間)

第六十六条 石川県職員勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十八号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第三項本文の規定による勤務時間の割振り及び勤務時間条例第三条第一項の規定による休憩時間は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 勤務時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

二 休憩時間 午後零時 から午後一時まで

2 略

(時間外の出退庁)

第七十三条 職員が勤務時間外、休日(勤務時間条例第五条第一項に規定する休日を含む。以下同じ。)又は休日の代休日(勤務時間条例第五条の二第一項に規定する日を含む。以下同じ。)に勤務したときは、別に定める時間外勤務等命令整理簿に必要事項を記入又は庶務事務支援システムにより必要事項を記録し、在庁時間を明らかにしておかなければならない。

(当直時間)

第八十四条 当直は、日直及び宿直とし、当直すべき時間は、別に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

一 日直 通常の日における勤務時間の開始の時刻から終了の時刻まで。

二 宿直 当日の勤務時間の終了の時刻又は日直終了の時刻から翌日の勤務時間の開始の時刻まで。ただし、翌日が週休日、休日又は休日の代休日の場合にあつては、通常の日における勤務時間の開始の相当する時刻まで。

別表第二 (第十四条関係)

本庁の課長の共通的専決事項

1 16 略

17 勤務時間条例

(1) 課員の第二条第四項の規定による週休日の振替え及び四時間の勤務時間の割振りの変更

(2) 課員の第四条第一項の規定による時間外勤務代休時間の指定

(勤務時間)

第六十六条 石川県職員勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十八号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第三項本文の規定による勤務時間の割振り及び勤務時間条例第三条第一項の規定による休憩時間は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 勤務時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

二 休憩時間 午後零時十五分 から午後一時まで

2 略

(時間外の出退庁)

第七十三条 職員が勤務時間外、休日(勤務時間条例第五条第一項に規定する休日を含む。以下同じ。)又は休日の代休日(勤務時間条例第五条の二第一項に規定する日を含む。以下同じ。)に勤務したときは、別に定める時間外勤務等命令整理簿に必要事項を記入し、在庁時間を明らかにしておかなければならない。

(当直時間)

第八十四条 当直は、日直及び宿直とし、当直すべき時間は、別に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

一 日直 通常の日における勤務時間の開始の時刻から終了の時刻まで。

二 宿直 当日の勤務時間の終了の時刻又は日直終了の時刻から翌日の勤務時間の開始の時刻まで。ただし、翌日が週休日、休日又は休日の代休日の場合にあつては、通常の日における勤務時間の開始の相当する時刻まで。

別表第二 (第十四条関係)

本庁の課長の共通的専決事項

1 16 略

17 勤務時間条例

(1) 課員の第二条第四項の規定による週休日の振替え及び半日勤務時間の割振りの変更

- (3) 課員の第五条第一項及び第五条の二第二項の規定による休日勤務命令並びに第十二条の規定による時間外勤務命令
  - (4) 課員の第五条の二第一項の規定による代休日の指定
- 18 略
- 19 略

別表第四 (第十四条関係)

出先機関等の長の共通の専決事項

- 1 略
  - 10 略
  - 11 勤務時間条例
  - (1) 略
  - (2) 長及び所属職員第二条第四項の規定による週休日の振替え及び四時間の勤務時間の割振りの変更
  - (3) 所属職員第四条第一項の規定による時間外勤務代休時間の指定
  - (4) 長及び所属職員第五条第一項及び第五条の二第二項の規定による休日勤務命令並びに第十二条の規定による時間外勤務命令
  - (5) 長及び所属職員第五条の二第一項の規定による代休日の指定
- 12 略
- 13 略

- (2) 課員の第五条第一項及び第五条の二第二項の規定による休日勤務命令並びに第十二条の規定による時間外勤務命令
  - (3) 課員の第五条の二第一項の規定による代休日の指定
- 18 略
- 19 略

別表第四 (第十四条関係)

出先機関等の長の共通の専決事項

- 1 略
  - 10 略
  - 11 勤務時間条例
  - (1) 略
  - (2) 長及び所属職員第二条第四項の規定による週休日の振替え及び半日勤務時間の割振りの変更
  - (3) 長及び所属職員第五条第一項及び第五条の二第二項の規定による休日勤務命令並びに第十二条の規定による時間外勤務命令
  - (4) 長及び所属職員第五条の二第一項の規定による代休日の指定
- 12 略
- 13 略

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

石川県教育委員会

第66条第1項第2号中「十五分」を削る。

第73条中「記入」の下に「又は庶務事務支援システムによる必要事項を記録」を加える。

第84条第1項中「別途定められた時間」の下に「別に定めるもののほか」を加える。

別表第二本庁の課長の共通的専決事項の表第17号（1）中「半日勤務時間」を「日当りの勤務時間」に改め、同号中（3）を（4）とし、（2）を（3）とし、（1）の次に次のように加える。

② 職員の第四条第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定

別表第四出先機関等の長の共通的専決事項の表第11号（2）中「半日勤務時間」を「日当りの勤務時間」に改め、同号中（4）を（5）とし、（3）を（4）とし、（2）の次に次のように加える。

③ 所属職員の第四条第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

石川県立学校処務規程 新旧対照表

改正案

現行

(勤務時間等)  
 第三十条 石川県立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条  
 例(昭和三十三年石川県条例第三十九号。以下「勤務時間条例」とい  
 う。)第三条第三項ただし書に規定する週休日は、校長が指  
 定する日とし、勤務時間条例第三条第三項及び第三条の二に規定  
 する勤務時間の割振りは、校長が行う。  
 2 前項の勤務時間の割振りの際常態として特定の日において七時  
 間四十五分を超えて勤務時間を設けようとするとき又は前項の週  
 休日を毎四週間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、  
 八日以上)とすることが困難であると認めるときは、あらかじめ  
 教育長の承認を受けなければならない。

(勤務時間等)  
 第三十条 石川県立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条  
 例(昭和三十三年石川県条例第三十九号。以下「勤務時間条例」とい  
 う。)第三条第三項ただし書に規定する週休日は、校長が指  
 定する日とし、勤務時間条例第三条第三項及び第三条の二に規定  
 する勤務時間の割振りは、校長が行う。  
 2 前項の勤務時間の割振りの際常態として特定の日において八時  
 間を超えて勤務時間を設けようとするとき又は前項の週  
 休日を毎四週間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、  
 八日以上)とすることが困難であると認めるときは、あらかじめ  
 教育長の承認を受けなければならない。

(当直時間)  
 第四十一条 当直時間は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。  
 一 日直 通常の日における勤務時間の開始の時刻から終了の時刻  
 まで。

(当直時間)  
 第四十一条 当直時間は、次に定めるところとする。  
 一 日直 通常の日における勤務時間の開始の時刻から終了の時刻  
 まで。

二 宿直 当日の勤務時間の終了の時刻又は日直終了の時刻から翌  
 日の勤務時間の開始の時刻まで。ただし、翌日が週休日、休日又  
 は休日の代休日(勤務時間条例第六条の二第一項に規定する日を  
 いう。)の場合にあつては、通常の日における勤務時間の開始に  
 相当する時刻まで。

二 宿直 当日の勤務時間の終了の時刻又は日直終了の時刻から翌  
 日の勤務時間の開始の時刻まで。ただし、翌日が週休日、休日又  
 は休日の代休日(勤務時間条例第六条の二第一項に規定する日を  
 いう。)の場合にあつては、通常の日における勤務時間の開始に  
 相当する時刻まで。

別表第2 (第9条関係)

別表第2 (第9条関係)

- 1~4 略
- 5 勤務時間条例
- (1) 略
- (2) 校長及び職員の第3条第4項の規定による週休日の振替え  
 及び四時間の勤務時間の割振りの変更
- (3) 職員の第5条第1項の規定による時間外勤務代休時間の  
 指定
- (4) 校長及び職員の第6条第1項及び第6条の2第2項の規定  
 による休日勤務命令並びに第13条の規定による時間外勤務  
 命令
- (5) 校長及び職員の第6条の2第1項の規定による代休日の指定  
 6~11 略

- 1~4 略
- 5 勤務時間条例
- (1) 略
- (2) 校長及び職員の第3条第4項の規定による週休日の振替え  
 の割振りの変更
- (3) 校長及び職員の第6条第1項及び第6条の2第2項の規定  
 による休日勤務命令並びに第13条の規定による時間外勤務  
 命令
- (4) 校長及び職員の第6条の2第1項の規定による代休日の指定  
 6~11 略

石川県教育委員会訓令第3号

県立学校

石川県立学校処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

石川県教育委員会

第30条第2項中「六時間」を「七時間四十五分」に改める。

第41条第1項中「五時間」の下に「別に定めるものとする」を加える。

別表第2第5号（2）中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同号中（4）を（5）とし、（3）を（4）とし、（2）の次に次のように加える。

（3） 職員の第5条第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。